必　読

# 日本学生支援機構
# 2022年度　貸与奨学生のしおり
（ダイジェスト版）

この冊子（ダイジェスト版）では、貸与奨学生として採用された後に必要な手続きや返還誓約書の書き方等について特化して説明しています。

より詳細な内容については、日本学生支援機構のホームページに掲載されている「2022年度貸与奨学生のしおり」（全体版）を確認してください。

「貸与奨学生のしおり」URL：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/shogakushiori/index.html

## はじめに

みなさんは、日本学生支援機構の貸与奨学生として採用されました。

日本学生支援機構の貸与奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生等に貸与されるものです。

みなさんは、その奨学金の貸与を受ける資格があると認められました。その誇りと自信をもって、勉学に励み、それぞれの描いた未来や夢に向かって、その第一歩を踏み出してください。

## 貸与奨学金制度

日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金は借入金（貸与奨学金）です。卒業後は必ず返還する義務があります。

この奨学金制度は、先輩が返還した奨学金を後輩の奨学金として直ちに利用する仕組みとなっています。

奨学生ひとりひとりが、責任をもって返還することで、奨学金制度が成り立っていることを忘れないでください。

## 貸与奨学生としての心構え

（貸与奨学生のしおり（全体版）4ページ）

1．奨学金制度について、十分に理解してください。

2．学校から奨学金の説明を必ず受け、貸与中の手続きなど、学校の指示を守ってください。

3．奨学生としての自覚と責任を持って、勉学に励んでください。

## 注意事項

（貸与奨学生のしおり（全体版） 5ページ、併給調整は90ページ）

**■提出期限を守る**

学校が期限を定めて書類の提出を求めることがあります。

特に「返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）」（以下、「返還誓約書」といいます）は、必ず期限までに添付書類とともに提出してください。期限までに提出がない場合は、貸与奨学生としての採用が取消になり、振り込まれた奨学金を全額返金しなくてはなりません。

**■借り過ぎに注意**

奨学生として採用された後、「返還誓約書」で借用金額等を確認してください。

また、家庭の経済状況や卒業後の返還額を十分に考慮し、適切な貸与月額に見直してください。

**■第一種奨学金と給付奨学金を併せて受けるとき**

第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。これを併給調整といい、調整後の貸与月額は「給付奨学金を併せて利用する時の第一種奨学金の貸与月額」で確認してください。

貸与奨学生のしおりにて特に重要な項目をピックアップしています。
ページ数はホームページ掲載の「貸与奨学生のしおり」（全体版）のページ数を表示しています。

## 奨学生証（16ページ）

「あなたは日本学生支援機構の奨学生です」という証明書

## 返還誓約書（20ページ～43ページ）

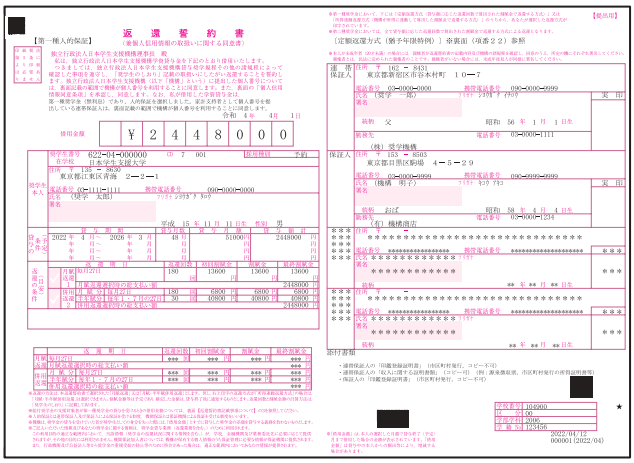

※学校が指定する期限までに必ず提出してください。
※本冊子4ページより記入例等を掲載していますので参考にしてください。
※返還誓約書に添付する書類は保証制度により異なります。（26ページ）

「日本学生支援機構から奨学金を借り、卒業後は約束どおり返還します」という契約書

## 受け取る書類・提出する書類と時期

| 実施時期 | 受け取る書類 | 提出する書類 |
|---|---|---|
| 奨学生として採用されたとき | 「奨学生証」（16ページ） | 「返還誓約書」と添付書類（20～43ページ） |
| 毎年1回（12月～2月頃） | 「貸与額通知」（59ページ）※インターネット確認 | 「奨学金継続願」（61ページ）※インターネット入力 |
| 借り終わるとき | 「貸与奨学金返還確認票」（71ページ） | 「口座振替（リレー口座）加入申込書」のコピー（71ページ） |

## スカラネット・パーソナル（84ページ）

スカラネット・パーソナルでは、あなたの奨学金に関する情報（奨学金の金額・借りる期間・振込口座等）を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。
「貸与額通知」（59ページ）の確認や「奨学金継続願」（61ページ）の提出も、スカラネット・パーソナルから行います。

https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/

## 奨学金貸与・返還シミュレーション（86ページ）

借りる額などの条件を設定することで、毎月の返還額や返還回数などをシミュレーションできるシステムです。登録などの手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単にシミュレーションできます。

https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/

## 奨学金の受け取り方（45ページ）

奨学金（毎月11日）は、<u>あなた名義の普通預金（貯金）口座</u>に振り込まれます。
※4月は21日、5月は16日
※振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振込み

振り込まれる金額　＝　（機関保証の方）奨学生証の「貸与月額」－「保証料」
（16ページの⑤-⑧）
＝　（人的保証の方）奨学生証の「貸与月額」（18ページの⑤）

※　第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が減額又は増額（併給調整といいます）されることがあるので注意してください。
また、給付奨学金が自宅通学の月額の場合、第一種奨学金も自宅通学の月額になります。
なお、第一種奨学金と給付奨学金を同時に希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行いますが、精算処理ができない場合（調整後の月額が0円の場合等）は返金手続きを行っていただく場合があります。

## 借りている間の変更

■振り込まれる金額に関する変更（増額・減額など）（47ページ）
※一時的な増減額はできません。
■あなたやあなたの奨学金借入れに関係する人の登録情報（氏名・住所・振込口座など）の変更（51ページ、46ページ）
■奨学金を途中で辞退する場合や、休学・退学などの学籍上の身分変更がある（あった）場合（52～56ページ）

## 奨学金継続の手続き（毎年12月～2月頃）（61ページ）

「奨学金継続願」（あなたの１年間の収入・支出も報告）をインターネットで提出
➡ 学校による成績などの審査　➡ 次の年度の奨学金を借りられるかが決定。

※学業成績が不振などの場合は、次の年度の奨学金が受け取れなくなります。（63～65ページ）

## あなたが返還する金額（73ページ）

返還金は、奨学金を借り終わるときにあなたが指定した口座（振替用口座（リレー口座））から、毎月引き落とされます。

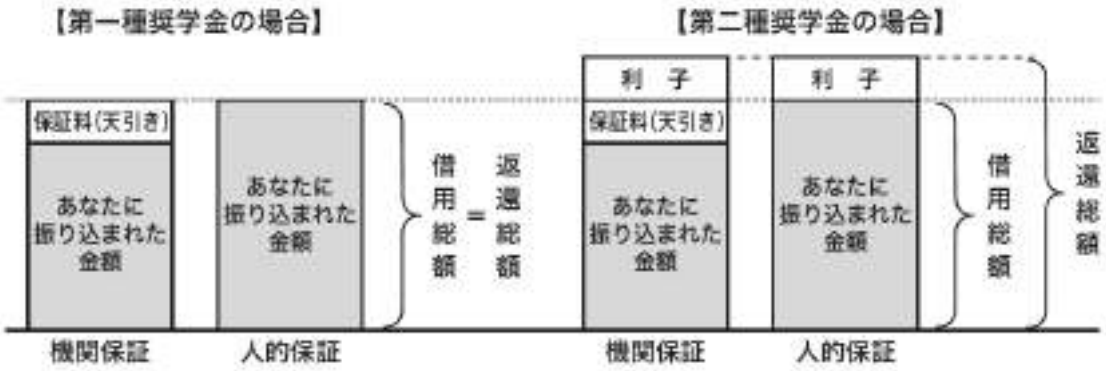


## 返還できないとき【救済制度】（77ページ～79ページ）

■毎月の返還金額を減額する（減額返還）
■在学中の返還を一時停止して先送りにする（在学猶予）
■返還を一時停止して先送りにする（返還期限猶予）

※救済制度を利用した場合も、返還総額は変更なし。返還総額が減るわけではありません。
また、返還期間が長くなったからといって返還総額（利子等）が増えることもありません。

**返還が難しい時は、救済制度の利用を検討してください！**
※適用基準あり

# 返還誓約書の記入例①（第一種機関保証）各自が署名してください。押印は不要です。

**❶【奨学金の種類】**
あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。
・貸与種別
　第一種：無利子
・保証区分
　機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

**【奨学生本人の住所】**
住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。

**❷【奨学生本人の署名】**
住民票の表記のとおりに署名してください。旧字体が表記される場合は、旧字体のまま署名してください。外国籍の方でアルファベットで表記される方はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記される場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名してください。

**❸【返還の条件】**
「月賦返還１」または「併用返還２」のいずれかのボックスに✓を記入してください。

**❹【誓約日】**
スカラネットで入力した誓約日です。

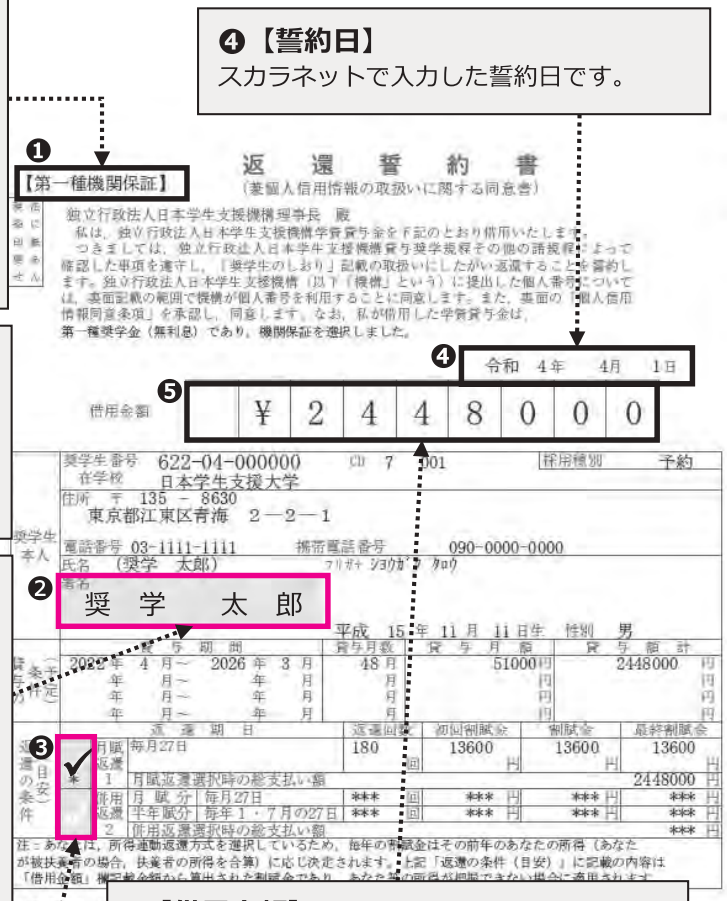


**❺【借用金額】**
・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。
・第一種奨学金が併給調整されている場合の借用金額は、申込時の希望月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。
ただし、奨学生証に印字されている併給調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は、併給調整後の貸与月額により算出されています。

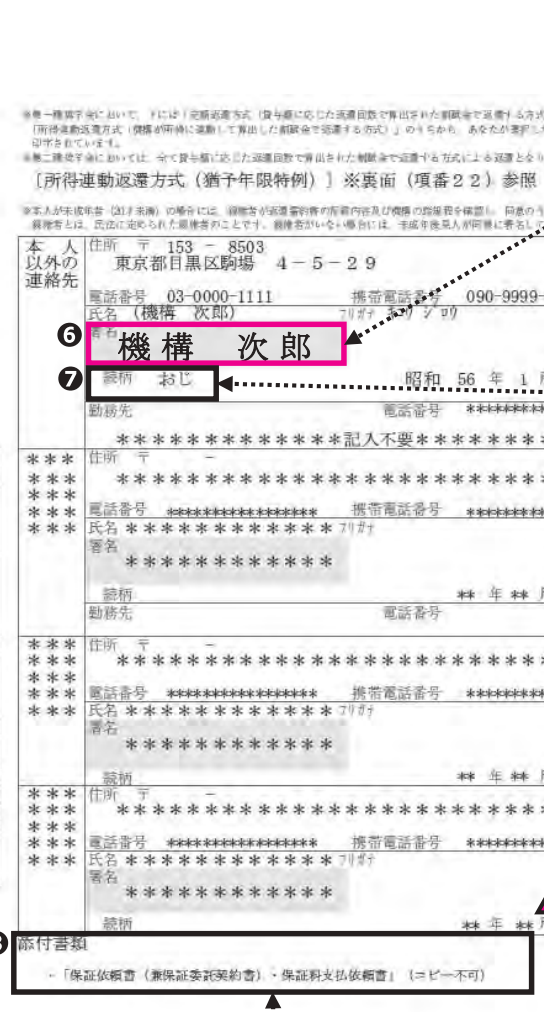


**❻【本人以外の連絡先の署名】**
本人以外の連絡先に選任された人物が署名してください。

**❼【続柄】**
「その他（　）」と印字されている場合は（　）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

**【親権者の署名】**
あなたが未成年の場合は親権者欄が印字されるため、親権者（未成年後見人）が署名してください。

**❽【添付書類】**
必要な添付書類が印字されています。添付漏れがないようによく確認してください。
申込時に奨学生本人のマイナンバーが未提出の場合は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

**【記入上の注意】**
・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。
　（消せるボールペンの使用は不可）
・記入を誤った場合の訂正方法は本冊子の「返還誓約書の署名・押印・印字の訂正方法」（11ページ）を参照してください。

# 返還誓約書の記入例②（第二種機関保証）各自が署名してください。押印は不要です。

**❶ 【奨学金の種類】**
あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。
・貸与種別
　第二種：有利子
・保証区分
　機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

**【奨学生本人の住所】**
住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。

**❷【奨学生本人の署名】**
住民票の表記のとおりに署名してください。旧字体が表記される場合は、旧字体のまま署名してください。外国籍の方でアルファベットで表記される方はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記される場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名してください。

**❸ 【返還の条件】**
「月賦返還１」または「併用返還２」のいずれかのボックスに✓を記入してください。

**❹ 【誓約日】**
スカラネットで入力した誓約日です。

**❺ 【借用金額】**
現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

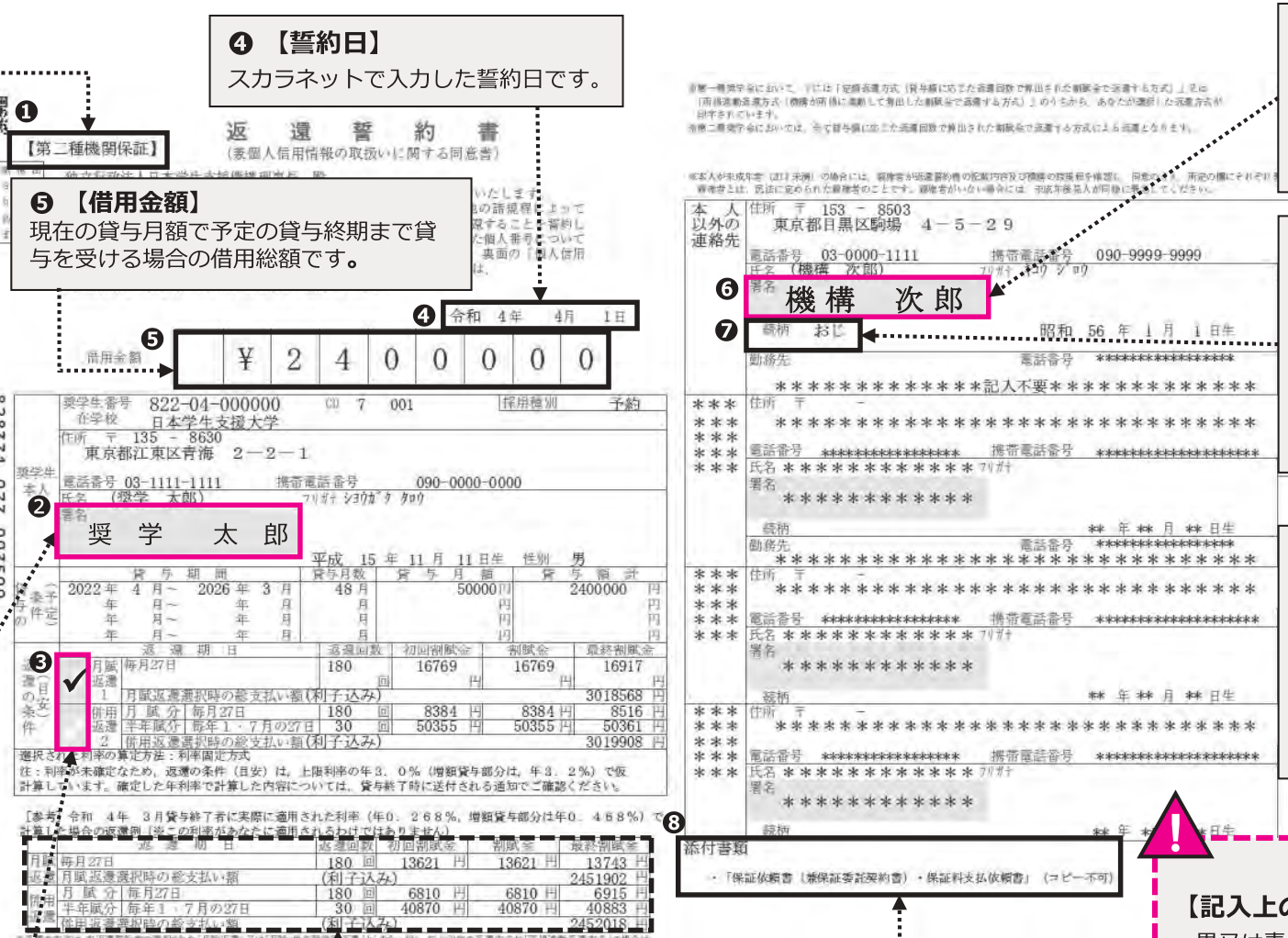


**❻ 【本人以外の連絡先の署名】**
本人以外の連絡先に選任された人物が署名してください。

**❼ 【続柄】**
「その他（　）」と印字されている場合は（　）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

**【親権者の署名】**
あなたが未成年の場合は親権者欄が印字されるため、親権者（未成年後見人）が署名してください。

**❽ 【添付書類】**
必要な添付書類が印字されています。添付漏れがないようによく確認してください。<u>申込時に奨学生本人のマイナンバーが未提出の場合は、「住民票」と印字されており添付が必要です。</u>

※この欄には参考として直近に適用された利率で計算した場合の返還例が印字されています。

**【記入上の注意】**
・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。（消せるボールペンの使用は不可）
・記入を誤った場合の訂正方法は本冊子の「返還誓約書の署名・押印・印字の訂正方法」（11ページ）を参照してください。

# 返還誓約書の記入例③（第一種人的保証）

**❶ 【奨学金の種類】**
あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。
・貸与種別
　第一種：無利子
・保証区分
　人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

**【奨学生本人の住所】**
住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。

**❷ 【奨学生本人の署名】**
住民票の表記のとおりに署名してください。旧字体が表記される場合は、旧字体のまま署名してください。外国籍の方でアルファベットで表記される方はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記される場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名してください。

**❸ 【返還の条件】**
「月賦返還１」または「併用返還２」のいずれかのボックスに✓を記入してください。

**❹ 【誓約日】**
スカラネットで入力した誓約日です。

**❺ 【借用金額】**
・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。
・第一種奨学金が併給調整されている場合の借用金額は、申込時の希望月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。
ただし、奨学生証に印字されている併給調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は、併給調整後の貸与月額により算出されています。

**❻ 【連帯保証人・保証人の署名・押印】**
選任された人が署名し、実印で押印してください。

**❼ 【続柄】**
「その他（　）」と印字されている場合は（　）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

**【親権者(2)の署名】**
あなたが未成年の場合は、親権者欄（2）が印字されるため、連帯保証人を兼ねている親権者(1)以外の親権者が署名してください。

**❽ 【添付書類】**
必要な添付書類が印字されています。添付漏れがないようによく確認してください。
申込時に奨学生本人のマイナンバーが未提出の場合は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

**【記入上の注意】**
・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。（消せるボールペンの使用は不可）
・記入を誤った場合の訂正方法は本冊子の「返還誓約書の署名・押印・印字の訂正方法」（11ページ）を参照してください。

# 返還誓約書の記入例④（第二種人的保証）

**❶ 【奨学金の種類】**
あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。
・貸与種別
　第二種：有利子
・保証区分
　人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

**【奨学生本人の住所】**
住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。

**❷ 【奨学生本人の署名】**
住民票の表記のとおりに署名してください。旧字体が表記される場合は、旧字体のまま署名してください。外国籍の方でアルファベットで表記される方はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記される場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名してください。

**❸ 【返還の条件】**
「月賦返還１」または「併用返還２」のいずれかのボックスに✓を記入してください。

**❹ 【誓約日】**
スカラネットで入力した誓約日です。

**❺ 【借用金額】**
現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

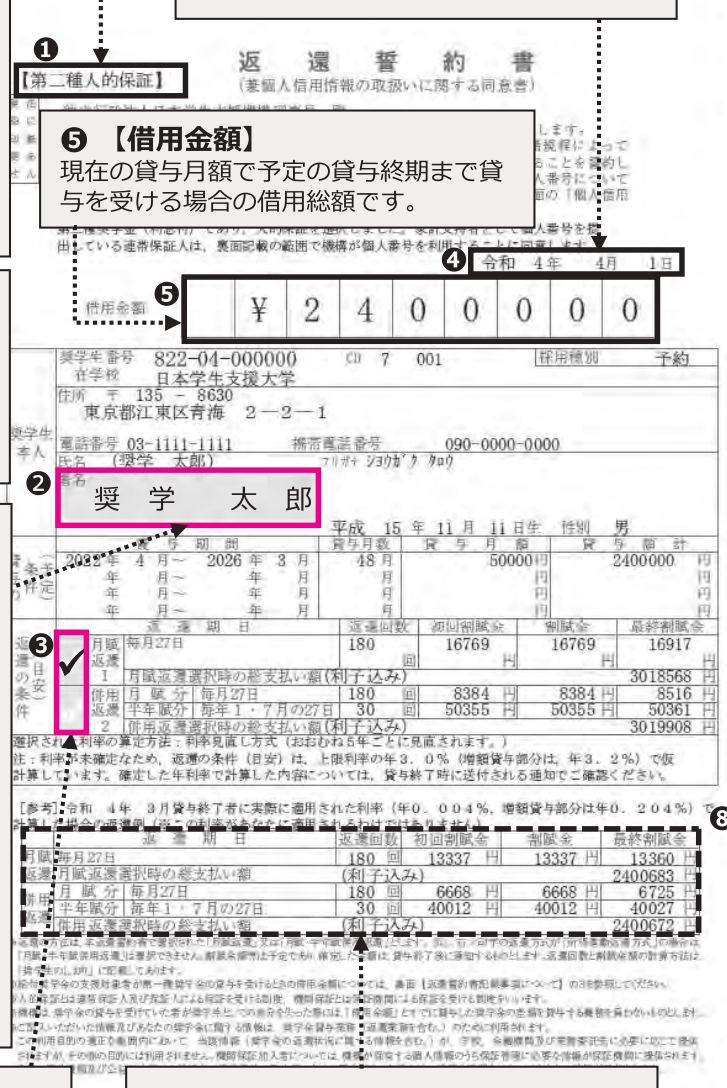


※この欄には参考として直近に適用された利率で計算した場合の返還例が印字されています。

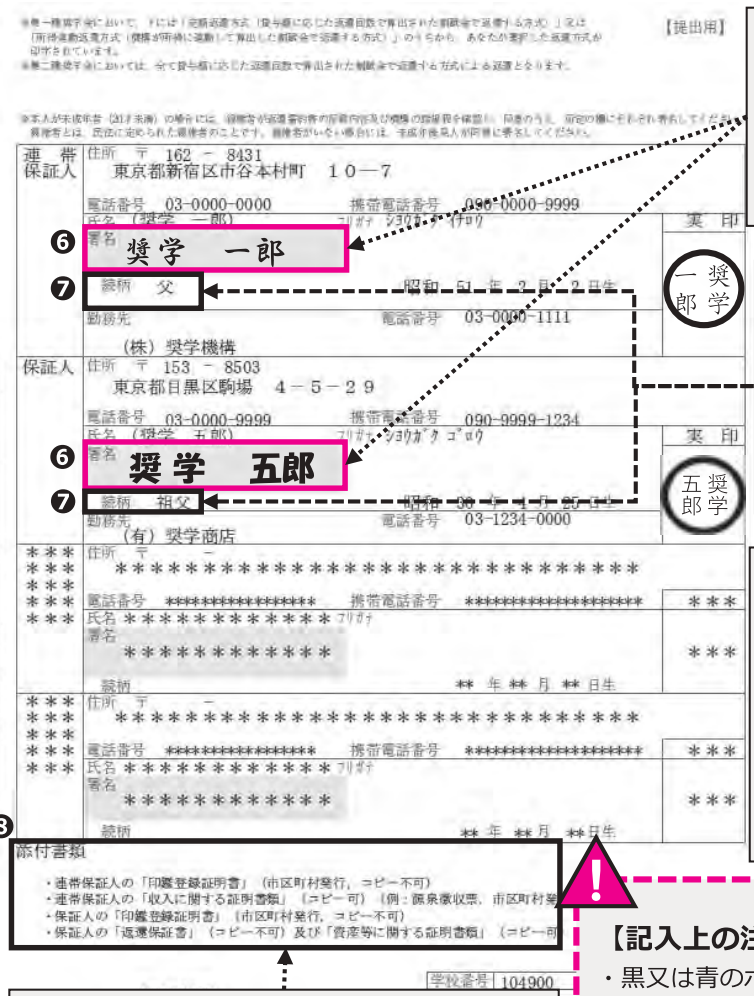


**❻ 【連帯保証人・保証人の署名・押印】**
選任された人が署名し、実印で押印してください。

**❼【続柄】**
「その他（　）」と印字されている場合は（　）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

**【親権者(2)の署名】**
あなたが未成年の場合は、親権者欄（2）が印字されるため、連帯保証人を兼ねている親権者(1)以外の親権者が署名してください。

**❽ 【添付書類】**
必要な添付書類が印字されています。添付漏れがないようによく確認してください。申込時に奨学生本人のマイナンバーが未提出の場合は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

**【記入上の注意】**
・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。（消せるボールペンの使用は不可）
・記入を誤った場合の訂正方法は本冊子の「返還誓約書の署名・押印・印字の訂正方法」（11ページ）を参照してください。

# 添付書類について

## ○返還誓約書に添付が必要な書類（併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に書類を添付する必要があります。)

| 保証の種類 | 添付書類 |
|---|---|
| 機関保証 | １．「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（機構・協会用）」<br>⇒記入方法については本冊子の『保証依頼書の記入例』（9ページ）を参照 してください。<br>※添付が必要な人のみ市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、マイナンバーの記載のないもの） |
| 人的保証 | １．連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村で発行されたもの、コピー不可、返還誓約書に印字された誓約日から３か月前以降に発行されたもの）<br>２．連帯保証人の「収入に関する証明書」（１年間の収入が分かるもの、マイナンバーの記載のないもの、コピー可）<br>⇒下表参照<br>３．保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村で発行されたもの、コピー不可、返還誓約書に印字された誓約日から３か月前以降に発行されたもの）<br>※添付が必要な人のみ市区町村で発行された奨学生本人（あなた）の「住民票」（コピー不可、マイナンバーの記載のないもの）<br>※連帯保証人・保証人に４親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に６５歳以上の人を選んだ場合は、上記書類の他に「返還保証書」と資産等に関する証明書類を提出してください。<br>⇒本冊子の『返還保証書の記入例（人的保証選択者）』（10ページ）を参照 してください。<br>ただし、あなた（奨学生本人）が未成年の場合の連帯保証人は、親権者または未成年後見人である必要があります。 |

## ○連帯保証人の収入に関する証明書（提出時において最新の一年間の収入が分かる証明書類、コピー可）

| 収入の状態・状況 | 証明書類 | 発行所 |
|---|---|---|
| 給与所得又は給与所得以外 | 所得証明書 | 市区町村の役場 |
| 給与所得（給料・賃金・役員報酬等） | 源泉徴収票 | 勤務先 |
| 給与所得以外（自営業等） | 確定申告書（控）[税務署の受付印があるもの]<br>※電子申告を行った場合は、「確定申告書Ｂ」に「受付結果（受信通知：「メール詳細画面」）」または「即時通知」を添付 | 税務署 |
| 確定申告書（控）の提出が出来ない場合 | 納税証明書（その２） | 税務署 |
| 年金（恩給・老齢年金・遺族年金等） | 年金振込通知書　又は　年金額改定通知書 | 日本年金機構等 |
| 前年途中・当年に就職した場合 | 年収見込証明書 | 勤務先 |
| 生活保護受給者 | 保護決定（変更）通知 | 福祉事務所 |
| 上記の書類が提出出来ない場合 | 課税証明書<br>非課税証明書 | 市区町村の役場 |

# 保証依頼書の記入例

## （機関保証選択者は全員提出のうえ返還誓約書への添付が必要です。）

**【署名・記入】**

返還誓約書に印字された日付時点であなたが成年の場合、保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（一枚目）には、あなたの署名・記入が必要です。

※返還誓約書に印字されている日付時点であなたが未成年の場合は、未成年者用の保証依頼書を使用のうえ、あなたと親権者（未成年後見人）の署名・記入が必要です。

**❶ 【奨学生番号】**

返還誓約書の奨学生番号を記入してください。

**❷ 【本人欄（2か所）】**

あなた（奨学生本人）が署名・記入してください。

**❸ 【奨学生本人欄住所（2か所）】**

あなたが現在住んでいる住所を記入してください。

**【親権者・後見人欄】（未成年者用）**

あなた（奨学生本人）が未成年の場合には、親権者（父及び母）がそれぞれ署名・記入（いずれかがいない場合は一人）してください。未成年後見人の場合は、未成年後見人が署名・記入してください。

**【成年者用】**

① 保証依頼書（兼保証委託契約書）

❹ 申込日 令和 4年4月1日

日本学生支援大学 | 経済 | 経済 | ❶ 8220400000

ショウガク　タロウ

❷ 奨　学　太　郎　　15年11月11日

❸ 〒135－8630 東京都江東区青海2－2－1

03－1111－1111

090－0000－0000

② 保証料支払依頼書

❹ 依頼日 令和 4年4月1日

❷ 奨　学　太　郎

❸ 〒135－8630 東京都江東区青海2－2－1

**【未成年者用】**未成年者用はこの部分が以下の欄のものとなります

③ 親権者（後見人）同意書

同意日 令和 4年4月1日

奨学　一郎　　51年2月2日

〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10－7

03 0000 0000　　090 0000 9999

奨学　春子　　52年3月3日

〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10－7

03 0000 0000　　090 9999 0000

※　様式は作成日時点のものです。

**❹ 【日付】**

返還誓約書に印字された日付（奨学金申込日）を記入してください。

○上段「申込日」
　中段「依頼日」　あなたが記入してください。

**※日付の修正が必要な場合**

○上段「申込日」
　中段「依頼日」　あなたが記入してください。訂正する場合は訂正部分を二重線で削除してください。

**【訂正例】**

申込日　令和　4年 ~~5月9日~~ 4月1日

依頼日　令和　4年 ~~5月9日~~ 4月1日
（返還誓約書に印字された日付を記入）

**【奨学生本人が未成年の場合】**

○下段「同意日」：親権者（未成年後見人）が記入してください。

訂正する場合は訂正部分を二重線で削除してください。

**【訂正例】**

同意日　令和　4年 ~~5月9日~~ 4月1日
（返還誓約書に印字された日付を記入）

# 返還保証書（様式13）の記入例（人的保証選択者）

連帯保証人・保証人に４親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に６５歳以上の人を選んだ場合は、貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有することを証明する「資産等に関する証明書類」を添付してこの用紙を提出する必要があります。必要な資力を有すると認められる基準については以下④をご参照ください。ただし、あなた（奨学生本人）が未成年の場合の連帯保証人は、親権者または未成年後見人であることが条件となります。

※この様式はホームページ掲載の「貸与奨学生のしおり」（32ページ）からダウンロードするか学校に申し出て学校から受け取ってください。

**❶ 【日付】**

返還誓約書に印字された日付（奨学金申込日）を記入してください。

**❷ 【当該人物欄】**

当該人物（連帯保証人または保証人）が署名し、実印を押印してください。「生年月日」と「奨学生本人との関係」が返還誓約書と一致するように記入してください。

**❸ 【奨学生本人情報欄】**

当該人物（連帯保証人または保証人）があなた（奨学生本人）の氏名、奨学生番号、生年月日を記入してください。

**当該人物（連帯保証人または保証人）がすべての項目を記入してください。**

【様式 13】

返還保証書

❶ 令和4 年 4 月 1 日

❷ 氏名 奨学 五郎 五奨郎学

生年月日 昭和 30 年 4 月 25 日生 奨学生本人との関係 祖父

❸ 奨学 太郎 | 622 － 04 － XXXXXX | 平成 16 年 11 月 11 日

❹ 区分 | 金額 | 認定基準額 及び 証明書類

Ⅰ 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定 320万円 年間収入金額が320万円以上

給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定 万円 年間所得金額が220万円以上

Ⅱ 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定 万円

Ⅲ Ⅰと Ⅱを組み合わせる場合 万円

**❹ 資産等の状況が以下Ⅰ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを証明する証明書類の添付が必要です。**

**Ⅰ　年間収入・所得で判定**

・給与所得者
年間収入３２０万円以上
（証明書：源泉徴収票、年金振込通知等）

・給与所得者以外
年間所得２２０万円以上
（証明書：確定申告書（控）（受付印のあるもの）等）

**Ⅱ　預貯金・不動産評価額等で判定**

合計額が貸与予定総額（返還誓約書に印字されている金額）（保証人は貸与予定総額の2分の1）以上

（証明書：預貯金残高証明書、固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）等）

**Ⅲ　上記ⅠとⅡの組み合わせで判定**

Ⅰ＋（Ⅱ÷１６）で算出される金額が
（給与所得者の場合）３２０万円以上
（給与所得者以外の場合）２２０万円以上

※年金は給与として扱います
※給与所得以外 ＋ 給与所得の方の判定基準は年間所得220万円です

# 返還誓約書の署名・押印・印字の訂正方法

**❶ 【印字・署名の訂正・印字された人を変更する場合】**

・二重線で削除し、変更（訂正）した人が押印欄に押印した実印を訂正印として二重線の上に押印してください。

※奨学生本人、親権者（２）、本人以外の連絡先は訂正印不要です。

・印字 ： 直近の余白に正しい情報を記入してください。

・署名 ： 署名可能な欄内（ i ～iv の範囲）に改めて署名してください。

**❷ 【連帯保証人・保証人の押印（実印）の訂正】**

二重線で削除し、その直近かつ当該者欄内に押印（実印）してください。

**【修正時の注意】**

・紙貼り、修正液、字消し等を使用しての修正は不可です。

・なぞり書きは不可です。

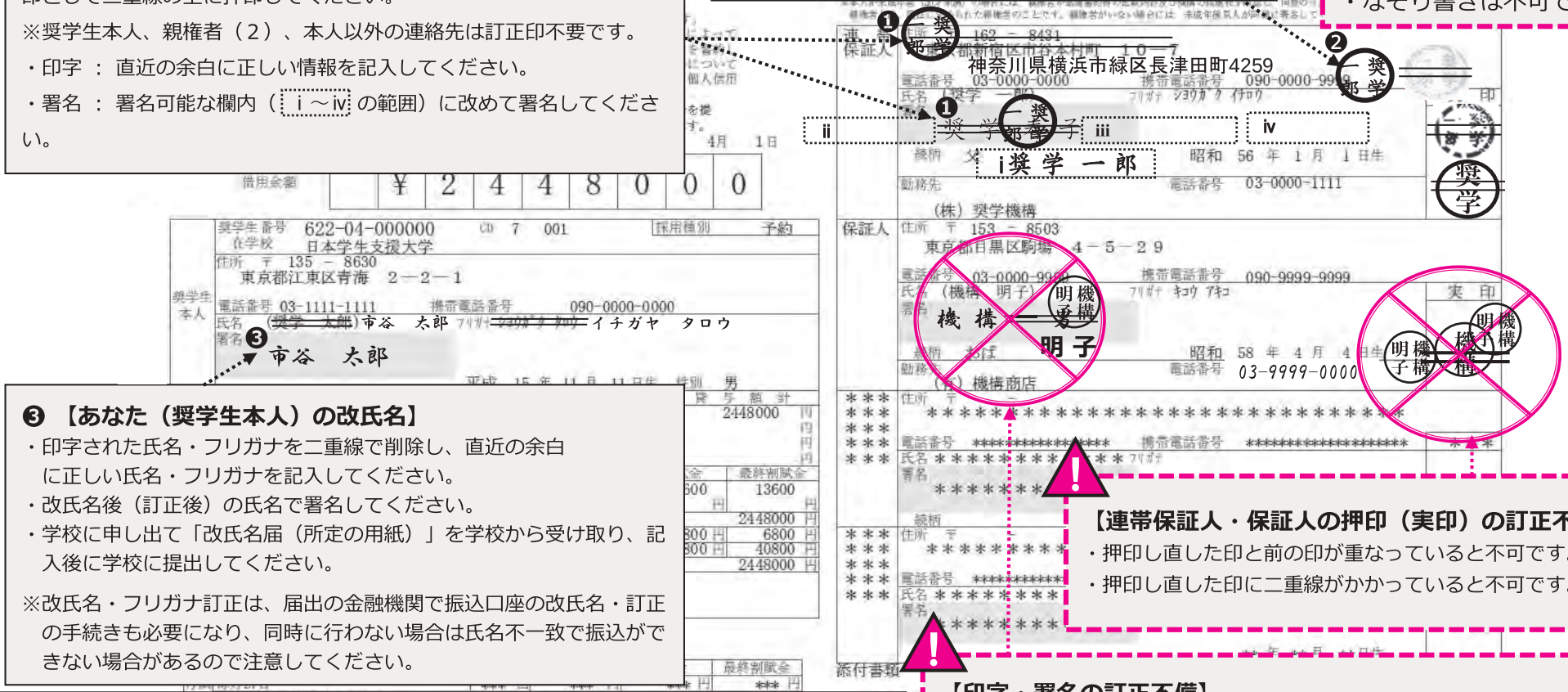


**❸ 【あなた（奨学生本人）の改氏名】**

・印字された氏名・フリガナを二重線で削除し、直近の余白に正しい氏名・フリガナを記入してください。

・改氏名後（訂正後）の氏名で署名してください。

・学校に申し出て「改氏名届（所定の用紙）」を学校から受け取り、記入後に学校に提出してください。

※改氏名・フリガナ訂正は、届出の金融機関で振込口座の改氏名・訂正の手続きも必要になり、同時に行わない場合は氏名不一致で振込ができない場合があるので注意してください。

**【連帯保証人・保証人の押印（実印）の訂正不備】**

・押印し直した印と前の印が重なっていると不可です。

・押印し直した印に二重線がかかっていると不可です。

**【印字・署名の訂正不備】**

・【連帯保証人・保証人】訂正印相違は不可です（訂正した人の実印で訂正してください）。

・印字、署名の一部訂正は不可です（署名の訂正は、全て訂正してください）。

**正）【本人、親権者、本人以外の連絡先】**

~~機構 一男~~

**機構 明子**

**正）【連帯保証人・保証人】**

~~機構 一男~~

**機構 明子**

返還誓約書の印字内容に訂正・追加がある場合は、返還誓約書に直接書き込んだうえで、「返還誓約書記載事項訂正届」（様式２５-１、様式２５-２）を添付してください。

⇒本冊子「返還誓約書記載事項訂正届（様式２５-１、様式２５-２）の記入例」（12ページ）を参照してください。

例）保証人勤務先電話番号の入力漏れ

→空白部分に直接記入→「返還誓約書記載事項訂正届」（様式２５-１、様式２５-２）を記入し、添付。

# 返還誓約書記載事項訂正届（様式25-1、様式25-2）の記入例

この用紙は返還誓約書に印字された情報を訂正または新規追加する場合に必要となります。
※あなた（奨学生本人）の氏名・生年月日の訂正は、他にも必要な手続きがありますので、必ず学校に申し出てください。
※この用紙は学校に申し出て、学校から受け取ってください。
※返還誓約書に印字された誓約日の時点で奨学生本人が未成年の場合は、未成年者用の様式25-2を使用してください。

**❶【奨学生本人欄】**
**二重枠線内の日付・奨学生番号・奨学生本人の氏名及びフリガナは必ず記入してください。**
※奨学生本人欄の訂正はなく、本人以外の他の者（連帯保証人等）のみを訂正する場合でも、本人欄の「日付」「奨学生番号」「氏名」「フリガナ」は必ず記入してください（本人欄の他の項目は記入しないでください）。

**【氏名】**
氏名欄にアルファベットは記入不可です。
カタカナ表記で記入してください。

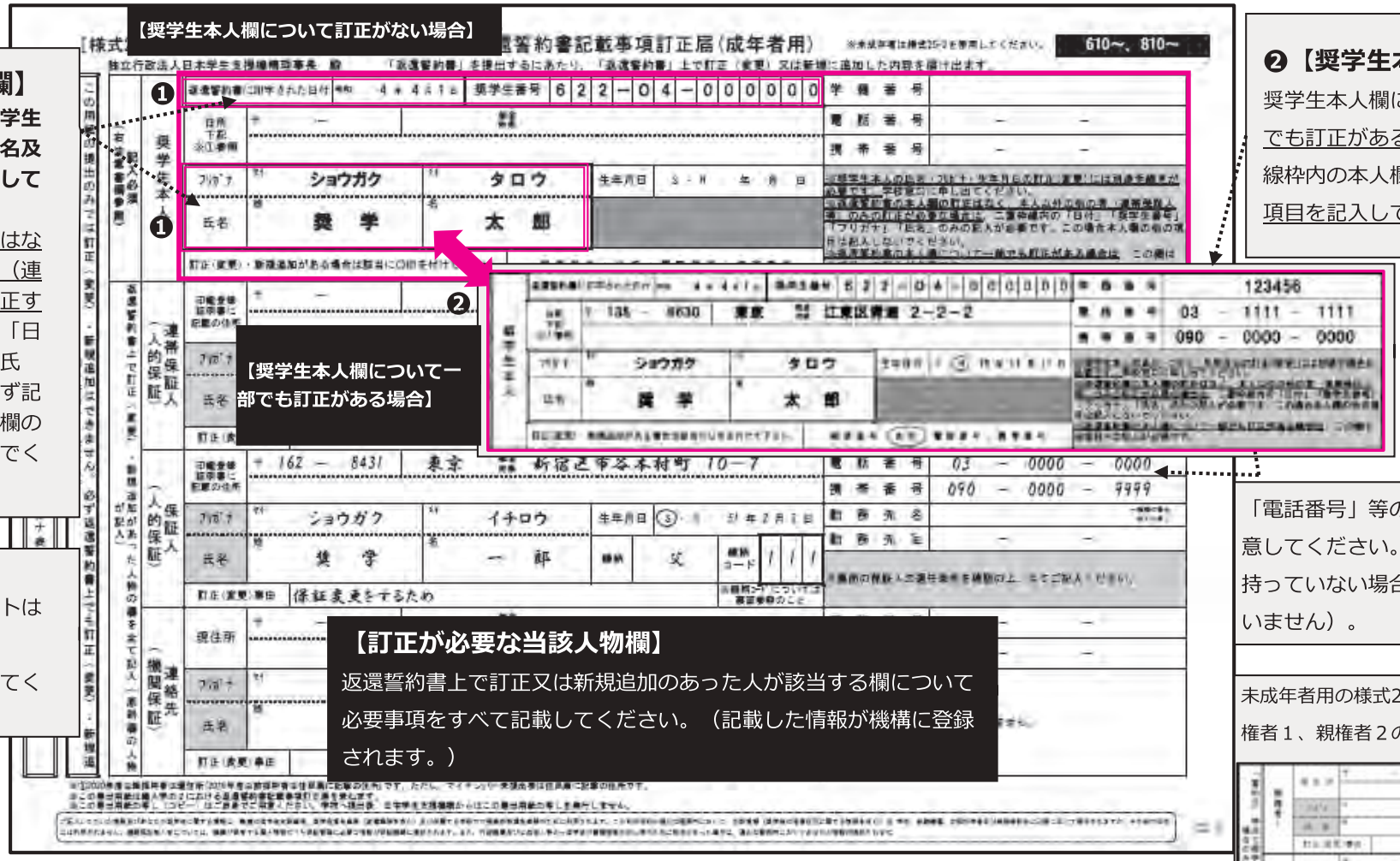


**❷【奨学生本人欄】**
奨学生本人欄について一部でも訂正がある場合は、太線枠内の本人欄は、全ての項目を記入してください。

「電話番号」等の記入漏れに注意してください。（固定電話を持っていない場合は未記入で構いません）。

未成年者用の様式25-２は最下部に親権者１、親権者２の欄があります。

**各自の署名、連帯保証人・保証人の押印は返還誓約書上で修正してください。**（本冊子の11ページ）